



茨城県報 第 8 7 4 号

平成 9 年 7 月 22 日

火 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●救急医療協力診療所の指定 (医療整備課)	1
●救急医療協力診療所の指定取消し (")	2
●徴収事務の委託 (商工政策課)	2
●茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	2
●利子補給率の一部改正 (")	5
●茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (")	7
●道路の区域の変更 (道路維持課)	8
●道路の供用の開始 (")	8
●土地改良区役員の就退任 (3 件) (土地改良事務所)	9
●土地改良事業の適当決定 (")	12
●土地改良事業の認可 (")	12

公 告

●県営土地改良事業計画 (農地管理課)	12
●建築協定の認可 (建築指導課)	13

告 示

茨城県告示第 7 9 7 号

次の救急医療協力診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則 (昭和 5 2 年茨城県規則第 1 1 号) 第 2 条の規定による申し出があったので、同規則第 3 条第 1 項の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成 9 年 7 月 2 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
川 並 医 院	石岡市府中 2 丁目 6 番 1 5 号



茨城県告示第 7 9 8 号

次の救急医療協力診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和 5 2 年茨城県規則第 1 1 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による申出の撤回があったので、同規則第 4 条第 2 項の規定により告示する。

平成 9 年 7 月 2 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地	備 考
川 並 医 院	石岡市府中 2 丁目 6 番 1 5 号	開設者変更のため

茨城県告示第 7 9 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県テクノデザインセンターの機器の利用に係る料金の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 9 年 7 月 2 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受諾者
株式会社ひたちなかテクノセンター
- 2 委託に係る料金
茨城県テクノデザインセンターの機器の利用に係る料金
- 3 委託期間
平成 9 年 7 月 2 2 日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日まで

茨城県告示第 8 0 0 号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和 5 2 年茨城県告示第 4 0 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 9 年 7 月 2 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

付則別表を次のように改める。

付則別表

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯溜槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施			

<p>設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農業機械保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工受精施設、家畜市場施設、家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生じる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>	年 2. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %
<p>2 原動機、農用地改良造成用機具、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具、運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に要する資金</p>	年 2. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %
<p>3 果樹、オリーブ、茶、ホップ、桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金</p>	年 2. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %
<p>4 牛、馬、めん羊、やぎ、若しくは豚の購入又は牛若しくは豚の育成に要する資金で農林水産大臣が指定するもの</p>	年 2. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %
<p>5 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金</p>	-	-	-
<p>6 診療施設、農事放送施設、水道施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金</p>	-	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %
<p>7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金 ア 新規就農の円滑化に必要な資金 イ 肥育牛の購入又は育成に必要な資金 ウ 肥育豚及び鶏の購入に必要な資金 エ 花き・花木の植栽又は育成に必要な資金 オ 薬用作物の植栽又は育成に必要な資金 カ さとうきびの植栽又は育成に必要な資金 キ 未利用資源活用施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ク 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ケ 特定の農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金 コ 観光農業施設の改良、造成又は取得に必要な資金 サ 内水面養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>	年 2. 5 5 %	-	-
	年 2. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %
	年 2. 5 5 %	-	-
	年 2. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %
	年 2. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %
	年 2. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %
	年 2. 5 5 %	-	-
	年 2. 5 5 %	-	-
	年 2. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %
	年 2. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 0. 5 %

シ 中核農家が経営規模の拡大に必要な初度的経営資金	年2.55%	-	-
---------------------------	--------	---	---

別表を次のように改める。

別表 (第3条)

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第4号、第5号に掲げる融資第1項第1号に掲げる場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資第2号から第4号までに掲げる場合	法第2条第2項第4号、第5号に掲げる融資第1項第2号から第4号までに掲げる場合
1 農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯溜槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育苗施設、きこの栽培施設、家畜人工受精施設、家畜市場施設、家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生じる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
2 原動機、農用地改良造成用機具、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具、運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に要する資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
3 果樹、オリーブ、茶、ホップ、桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
4 牛、馬、めん羊、やぎ、若しくは豚の購入又は牛若しくは豚の育成に要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年1.55%	年1.55%	年0.5%
5 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
6 診療施設、農事放送施設、水道施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金	-	年1.55%	年0.5%
7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必			

要と認めて指定する資金 ア 新規就農の円滑化に必要な資金	年1.55%	-	-
イ 肥育牛の購入又は育成に必要な資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
ウ 肥育豚及び鶏の購入に必要な資金	年1.55%	-	-
エ 花き・花木の植栽又は育成に必要な資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
オ 薬用作物の植栽又は育成に必要な資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
カ さとうきびの植栽又は育成に必要な資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
キ 未利用資源活用施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
ク 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年1.55%	-	-
ケ 特定の農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金	年1.55%	-	-
コ 観光農業施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
サ 内水面養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年1.55%	年1.55%	年0.5%
シ 中核農家が経営規模の拡大に必要な初度的経営資金	年1.55%	-	-
8 前各号に掲げる資金のうち、知事が特に必要と認めて指定するもの	年4.25%以内で知事が指定する率	年2.45%以内で知事が指定する率	年1.4%以内で知事が指定する率
9 農業後継者が特定の農業部門の経営開始に必要な資金	年1.95%	-	-

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定は、平成9年4月23日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第801号

昭和52年4月1日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）別表8の項に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種類及び知事が指定する利子補給率の一部を次のように改正し、平成9年4月23日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等に係る利子補給について適用し、同日前に貸付けを受けた農業近代化資金等に係る利子補給については、なお従前の例による。

平成9年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

表を次のように改める。

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
	農業近代化資金助成法（昭和36年法律第20号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合

	関が同条第1項 第1号に掲げる 者に貸し付ける 場合		
ア 特定地域において肥育素 牛、繁殖肉用牛の購入に必 要な資金	年1.55%	—	—
イ 農業公害の防止に必要な 資金	年2.45%	年1.95%	年0.9%
ウ 水田営農活性化条件整備 特別対策事業に基づき水田 条件整備事業の実施に必要 な資金	年2.45%	年2.45%	年1.4%
エ 特定事業において大規模 畜産経営の安定に必要な資 金	年1.95%	—	—
オ 中堅農家の生産基盤強化 に必要な資金	年1.55%	—	—
カ 住みよいふるさとづくり 事業等を推進するのに必要 な資金	年2.45%	年1.55%	年0.5%
キ 霞ヶ浦の浄化のための環 境改善に必要な資金	年4.25%	—	—
ク 農産物の低温貯蔵・予冷 のために必要な資金	—	年1.8%	年0.75%
ケ 米麦のばら出荷に必要な 資金	—	年1.8%	年0.75%
コ 特定地域において野菜の 出荷に必要な資金	年2.2%	年1.75%	年0.7%
サ 特定地域において農業の 活性化に必要な資金	年2.2%	年1.75%	年0.7%
シ 青果物・花き銘柄産地等 において施設整備又は品質 の維持改善に必要な資金	年2.45%	年1.55%	年0.5%
ス 常磐新線の建設に係る農 業対策の推進に必要な資金	年2.45%	年1.55%	年0.5%
セ 自然災害の未然防止を推 進するのに必要な資金	年2.45%	年1.95%	年0.9%
ソ 新規就農促進資金	年2.45%	—	—
タ 認定農 業者等育 成資金	認定農業者に貸 し付ける場合	年2.11%	—
	認定農業者にな ろうとする者に 貸し付ける場合	年1.61%	—

備 考

- この表ウの項は、昭和53年度から平成9年度までに貸付けを受けた資金について適用する。この場合において、償還期限が5年を超える資金については、6年目以後の貸付期間に係る利子補給率は、「2.45%」とあるのは「1.55%」と、「1.41%」とあるのは「0.5%」とする。
- 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者をいう。

茨城県告示第 8 0 2 号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程(平成 3 年茨城県告示第 1 2 8 号)の一部を次のように改正する。
平成 9 年 7 月 2 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条を次のように改める。

(中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率)

第 3 条 利子補給の対象となる中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

資金の種類		貸付対象者	A		B
			貸付金のうち 2 億 7 千万円までの部分	貸付金のうち 2 億 7 千万円を超える部分	
加工流通施設 整備資金	融資機関が要綱第 3 の 2 のア、ウ及びオの場合		年 1. 3 0 %	年 1. 3 0 %	年 1. 3 0 %
	融資機関が上記以外の場合		年 0. 2 5 %	年 0. 2 5 %	年 0. 2 5 %
保健機能増進 施設整備資金	融資機関が要綱第 3 の 2 のア、ウ及びオの場合		年 1. 5 5 %	年 1. 5 5 %	年 1. 5 5 %
	融資機関が上記以外の場合		年 0. 5 0 %	年 0. 5 0 %	年 0. 5 0 %

(注) 1 「A」とは、要綱第 3 の 3 の(3)のアの表の注書の A をいう。

2 「B」とは、要綱第 3 の 3 の(3)のアの表の注書の B をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	農 業 協 同 組 合	左 記 以 外 の 者
	要綱第 3 の 2 のア、ウ及びオの場合		年 1. 5 5 %
上 記 以 外 の 場 合		年 0. 5 0 %	年 0. 5 0 %

(注) 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体及び要綱第 3 の 1 の(3)に規定する第 3 セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成 9 年 4 月 2 3 日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。



茨城県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年7月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
県 道 高 崎 岩 井 線	結城郡八千代町大字高崎字神明後512番2地先 から 結城郡八千代町坪井字内海道47番1地先まで	旧	最大 32.0 最小 6.2	935	
		新	最大 33.0 最小 12.3	935	現道拡幅
県 道 山 下 妻 線	結城郡八千代町大字高崎字神明後514番1地先 から 結城郡八千代町大字高崎字神明後512番2地先 まで	旧	最大 10.4 最小 6.4	98	
		新	最大 15.3 最小 12.0	98	現道拡幅
県 道 山 下 妻 線	結城郡八千代町大字高崎字神明後512番1地先 から 結城郡八千代町大字高崎字釜内1081番2地先 まで	旧	最大 14.1 最小 12.9	83	
		新	最大 17.5 最小 13.0	83	現道拡幅

茨城県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成9年7月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名

一般国道354号

2 供用開始の区間

水海道市豊岡町字古新田丁2273番地先から

水海道市相野谷町字四ツ谷東4214番地先まで

3 供用開始の期日

平成9年8月7日

茨城県告示第805号

鹿嶋大字津賀1919番地の1に事務所を置く大野土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成9年7月22日

茨城県銚田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋市大字棚木365番地	理 事	生井澤 巳代治	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋市大字棚木375番地	理 事	生井澤 豊	

茨城県告示第806号

龍ヶ崎市板橋町1953番地の2に事務所を置く長戸北部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成9年7月22日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
竜ヶ崎市板橋町2392番地	理 事	酒 井 一 之	
〃 〃 2167番地	〃	酒 井 忠	
〃 〃 1955番地	〃	北 澤 孝 三	
〃 〃 2870番地の2	〃	北 澤 久 男	
〃 〃 1465番地	〃	木 村 健 治	
〃 〃 1511番地	〃	北 澤 栄 一	
〃 大塚町2265番地	〃	永 井 治	
〃 〃 2250番地	〃	塚 崎 正 巳	
〃 〃 2193番地	〃	木 村 融	
〃 〃 2662番地の1	〃	関 野 良 雄	
〃 板橋町1508番地	監 事	海老原 克己	
〃 〃 2162番地	〃	酒 井 孝	
〃 大塚町2660番地の2	〃	塚 本 房之助	
〃 〃 2637番地	〃	染 野 慎之助	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
龍ヶ崎市板橋町 1 9 0 5 番地	理 事	大 藤 茂	
〃 〃 1 5 3 5 番地	〃	海 老 原 誠 喜	
〃 〃 3 2 8 9 番地	〃	大 徳 弘	
〃 〃 2 1 6 7 番地	〃	酒 井 忠	
〃 〃 2 8 7 1 番地	〃	北 澤 力	
〃 〃 2 1 7 2 番地	〃	木 村 孝 男	
〃 大塚町 2 1 8 7 番地	〃	木 村 賢	
〃 〃 2 2 8 0 番地	〃	大 内 喜 好	
〃 〃 2 5 5 2 番地	〃	飯 塚 嘉 意	
〃 〃 2 4 9 3 番地, 2 4 9 4 番地	〃	関 口 宏	
〃 板橋町 2 3 9 2 番地	監 事	酒 井 一 之	
〃 〃 1 9 5 5 番地	〃	北 澤 孝 三	
〃 大塚町 2 3 1 3 番地	〃	永 井 敏 良	
〃 〃 2 4 8 4 番地の 3	〃	関 口 行 雄	

茨城県告示第 8 0 7 号

猿島郡境町金岡 8 0 9 番地に事務所を置く一の谷沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)第 1 8 条第 1 6 項の規定により届出があったので、同条第 1 7 項の規定により公示する。

平成 9 年 7 月 2 2 日

茨城県境土地改良事務所長 石 井 哲 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字浦向 5 7 番地	理 事	石 塚 恵 勇	理 事 長
猿島郡境町大字浦向 5 6 2 番地	〃	中 田 裕 雄	
猿島郡境町大字浦向 4 0 5 番地	〃	大 越 喜 芳	
猿島郡境町大字浦向 2 6 7 番地の 2	〃	富 張 眺 一	
猿島郡境町大字染谷 7 3 6 番地の 1	〃	齋 藤 健	
猿島郡境町大字染谷 7 5 1 番地	〃	斉 藤 昇	
猿島郡境町大字染谷 6 8 1 番地の 6	〃	中 村 伸 大	
猿島郡境町大字染谷 5 1 3 番地	〃	白 石 静 夫	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字金岡338番地の4	理 事	稲 垣 一 幸	
猿島郡境町大字金岡171番地	〃	稲 垣 元 晴	
猿島郡境町大字金岡250番地	〃	中 村 和 一	
猿島郡境町大字金岡373番地	〃	稲 垣 直 行	
猿島郡境町大字一の谷495番地の1	〃	野 口 健 男	
猿島郡境町大字一の谷539番地	〃	野 口 光 利	
猿島郡境町大字一の谷37番地	〃	齋 藤 恒 俊	
猿島郡境町大字一の谷68番地	〃	石 塚 泰 一	
猿島郡境町大字百戸1590番地の3	〃	大 野 喜 六	
猿島郡境町大字百戸1244番地の1	〃	松 村 勝 男	
猿島郡境町大字百戸401番地	〃	大 野 新 一	
猿島郡境町大字百戸384番地の2	〃	大 野 武 志	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字浦向57番地	理 事	石 塚 恵 勇	理 事 長
猿島郡境町大字浦向565番地の1	〃	関 昇	
猿島郡境町大字浦向352番地の1	〃	沼 田 俊 夫	
猿島郡境町大字浦向267番地の1	〃	石 崎 佐 和 松	
猿島郡境町大字染谷755番地	〃	高 嶋 隆	
猿島郡境町大字染谷771番地	〃	倉 持 正 美	
猿島郡境町大字染谷520番地	〃	齋 藤 光 雄	
猿島郡境町大字染谷631番地の6	〃	斉 藤 隆 信	
猿島郡境町大字金岡2番地	〃	稲 垣 英 世	
猿島郡境町大字金岡354番地の1	〃	中 村 正 美	
猿島郡境町大字金岡304番地	〃	稲 垣 秀 雄	
猿島郡境町大字金岡290番地	〃	稲 垣 弘	
猿島郡境町大字一の谷73番地	〃	野 口 栄 一	
猿島郡境町大字一の谷1番地	〃	野 口 久 雄	
猿島郡境町大字一の谷540番地	〃	石 塚 幸 一 郎	
猿島郡境町417番地の2	〃	齋 藤 貢 一	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字百戸 1 5 番地の 2	〃	木 村 隆	
猿島郡境町大字百戸 1 7 0 0 番地の 3	〃	大 野 昭 一	
猿島郡境町大字百戸 1 2 4 0 番地の 2	〃	大 野 武 男	
猿島郡境町大字百戸 3 7 7 番地	〃	大 野 邦 男	

茨城県告示第 8 0 8 号

総和町長から平成 9 年 6 月 5 日付けで認可申請のあった町水海地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 9 年 7 月 1 日適当と決定した。

関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 9 年 7 月 2 2 日

茨城県境土地改良事務所長 石 井 哲 雄

1 縦覧に供する書類

町水海地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 9 年 7 月 2 3 日から平成 9 年 8 月 1 9 日まで

3 縦覧の場所

総和町役場

茨城県告示第 8 0 9 号

平成 9 年 3 月 2 5 日付で笠間市長から認可申請のあった片庭地区土地改良事業（農道整備）については、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 2 第 5 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定により平成 9 年 6 月 2 7 日認可した。

平成 9 年 7 月 2 2 日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、県営麻生西部Ⅱ期地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成 9 年 7 月 2 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営麻生西部Ⅱ期地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成 9 年 7 月 2 3 日から平成 9 年 8 月 1 9 日まで

3 縦覧場所

麻生町役場

~~~~~  
●建築協定の認可

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 76 条の 3 第 3 項において準用する同法第 73 条第 1 項により建築協定の認可をしたので、同法第 76 条の 3 第 3 項において準用する同法第 73 条第 2 項により次のとおり公告する。

平成 9 年 7 月 22 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請人

茨城県日立市幸町 1 丁目 20 番 2 号

株式会社 日立ライフ

代表取締役 役 重 道 明

2 建築協定の名称

四季の丘「はたそめ」建築協定

(見晴らしのまちⅡ)

3 建築協定区域の位置及び面積

茨城県常陸太田市幡町字幡山 1984 番 1 外

12,690.68 平方メートル

4 建築協定の内容

常陸太田市役所において縦覧に供する。

5 認可年月日

平成 9 年 7 月 15 日  
~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は線下発行) (金 3, 060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)